

地域福祉活動支援事業のご案内

兵庫県では、地域福祉支援計画に基づき、住民が主体となった地域づくり活動の活性化を図るため、地域団体やNPO法人等が、福祉・介護分野において**地域社会に貢献する事業の立ち上げに要する経費を補助**します。ご応募をお待ちしています。

地域福祉活動支援事業補助金の概要

補助対象となる事業	対象事業は、住民の参画と協働のもと、福祉・介護分野で新たに実施する次の①及び②に該当する事業です。 ① これから新たに立ち上げる次の事業 ○配食・給食サービス ○家事援助・家事代行サービス ○買い物支援(配達・移動販売など) ○コミュニティバス・タクシーの運営等による移動支援 ○その他上記に類する生活支援サービス提供事業 ② 有償サービスの提供等により収支均衡を図り継続できる事業 ※無償ボランティアのみで運営する事業及び既存事業の拡充は対象外です ※兵庫県及び兵庫県の外郭団体から補助を受けている事業は対象外です
応募資格	次の①～③の全てにあてはまることが必要です。 ① 次の要件を全て満たす団体であること ・定款又は会則を規定していること ・当該年度の事業計画書及び収支予算書を作成していること ・役員名簿又は構成員名簿を作成していること ・団体の構成員が5人以上であること ② 当事業を継続して実施する能力を有すること ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は密接な関係にある団体、宗教及び政治的な活動を主目的とする団体でないこと
募集期間	令和元年6月12日(水)～7月12日(金) ※必着
補助期間・補助金額等	① 補助期間 補助事業採択通知日から令和2年3月31日まで ② 補助金額 1団体あたり100万円まで(消費税を含む) ③ 補助率 補助対象経費の10/10
補助対象費	新しく始める事業の立ち上げに必要と認められる経費が対象です。 【対象経費の例】 机・椅子・戸棚・印刷製本機器の購入費用、文具類、印刷製本費、通信運搬費、手数料、会議室の借上料ほか ※人件費、事務所賃料等の経常経費、食糧費及び単価10万円以上の備品購入費は対象外です。 ※三親等内の親族及び三親等内の親族が代表者である法人等が発行する領収書は不適とする。

★応募方法や応募書類のほか、詳しくは

兵庫県ホームページでご案内しています。

ご応募・お問い合わせ先

兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課福祉企画班 担当：大谷

〒651-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL: 078-362-3181 内線2974 FAX: 078-362-4264